

集合住宅における充電設備等導入促進事業実施要綱

(制定) 平成30年4月18日30環改車第71号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図るため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及促進に向けて、都内の集合住宅における充電設備の導入を促進するとともに、あわせて、二酸化炭素を排出しない太陽光による再生可能エネルギーをその電源として活用していくために行う「集合住宅における充電設備等導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、都内の集合住宅において充電設備を導入する者並びに充電設備と同時に太陽光発電システム及び蓄電池を導入する者に対し、当該設備の導入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (2) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (3) V2H充電設備 電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
 - (5) 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
- 2 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。

- 3 集合住宅 複数の住戸が、同一の建物に存在する建物（同一敷地内に複数の集合住宅が存在する団地を含む。）をいう。

第4 本事業の具体的な内容

都は、次のとおり充電設備並びに太陽光発電システム及び蓄電池の導入に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、次のとおりとする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人及び国の出資又は費用負担の比率が50パーセントを超える法人を除く。

- (1) 都内の集合住宅の全戸の所有者又は管理組合（新築された集合住宅であって、管理組合が設置されていない場合にあつては、当該集合住宅の建築主とする。）
- (2) (1)に掲げる者のほか、2の助成対象設備を所有する者（(1)に掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

2 助成対象設備の要件

助成金の交付対象となる設備は、平成30年6月15日から平成33年1月31日までの間に都内の集合住宅に設置するものであって、次の要件を満たすものとする。

(1) 充電設備

ア 経済産業省が実施する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助事業（以下「国補助事業」という。）において、その事業を実施する一般社団法人次世代自動車振興センターが補助金の交付対象となる設備として承認したものであること。

イ 未使用であること。

(2) 太陽光発電システム及び蓄電池

ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条に基づく認定を受けない設備であること。

イ 太陽光発電システムから供給される電気を、当該太陽光発電システム及び蓄電池を設置する集合住宅における充電設備又は集合住宅の共用部において使用すること。

ウ 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。

エ 当該太陽光発電システム及び蓄電池を設置する集合住宅において、充電設備を同時に設置すること。

オ 未使用であること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消

費税を除く。

(1) 設備購入費

(2) 設置工事費（付帯設備工事費その他設置に係る費用を含む。）

4 助成金額

(1) 充電設備

ア 充電設備購入費（V2H充電設備を除く。）

購入価格から国補助事業の補助金額を差し引いた額と国補助事業において充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限額のいずれか低い方の金額

イ 充電設備購入費（V2H充電設備に限る。）

購入価格から国補助事業の補助金額を差し引いた額と国補助事業において充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限額の2分の1の額のいずれか低い方の金額

ウ 充電設備設置工事費

工事費から国補助事業の補助金額を差し引いた額とし、81万円を上限とする。

(2) 太陽光発電システム及び蓄電池の設備購入費及び設置工事費

助成対象経費の合計金額に10分の10を乗じた額とし、1,000万円を上限とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度から平成32年度までとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月18日から施行する。